

令和8年度 志木市省エネルギー機器設置費補助金 交付申請の手引き

※設置前の申請が必要です。

【申請受付期間（先着順）】

令和8年4月1日（水）～令和9年2月5日（金）

※ただし、予算額に達した場合には、受付を終了します。

【対象機器】

燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）

【対象となる住宅】

- ① 既存住宅に省エネルギー機器を設置する場合
- ② 省エネルギー機器付き新築住宅を購入する場合

※店舗併用住宅は、住宅部分の床面積が延べ面積の2分の1以上あれば、該当します。

【補助内容】

エネファーム・・・50,000円

【対象者の要件】

- ① 申請時に市内に住所を有すること。ただし、新築等申請時に住所を有しない場合は、補助金請求時に住所を有すること。
- ② 居住する住宅で、自ら又は同居の親族が所有者であること。
- ③ 市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、保育料又は学童保育料の未納がないこと。（要件①、②の場合）

ただし、当該申請日の属する年の前年1月1日に市内に住所を有しない場合にあっては、前住所地において住民税の未納がないこと。

- ④ 申請した年度の3月5日までに、補助金請求書と必要書類を提出できる方。

【エネファームの条件】

未使用品であること。

【申請方法】

交付申請書（第1号様式）を環境推進課窓口に提出してください。（代理人による提出は可能ですが、郵送は不可です。）

【提出書類】

- (1) 経費の内訳が明記されている工事請負契約書又は見積書の写し（住宅の購入の場合は、売買契約書の写し）
- (2) 設置工事着手前の現況写真
※省エネルギー機器付新築住宅の購入の場合は不要です。
- (3) 設置場所の案内図
- (4) 省エネルギー機器の配置図及び形状、規格等を示すカタログ等（コピー可）
- (5) 市民税等の未納がないことを証する書類。なお、申請書下部の枠内にある「市税等の閲覧に係る同意」に記名押印があれば不要です。
ただし、当該申請日の属する年の前年1月1日に市内に住所を有しない場合は、前住所地の住民税納税証明書または非課税証明書が必要です。

【請求方法】

交付決定を受け、省エネルギー機器の設置完了後、速やかに請求書（第4号様式）を環境推進課に提出してください。（郵送可）

ただし、既に省エネルギー機器が設置された住宅の購入の場合は、決定通知書（第2号様式）を受領後、速やかに請求してください。

[提出書類]

- (1) 省エネルギー機器設置に係る領収書及び内訳書の写し
- (2) 省エネルギー機器の設置状態がわかる写真
- (3) 竣工検査の試験記録書の写し

【問い合わせ】

志木市環境推進課 環境推進グループ 内線 2103